

令和2年度 相談体制部会 活動方針

【これまでの経過】

これまでの相談体制部会は、主に委託相談の地区担当制について議論してきた。平成31年4月から地区担当制が導入され、新たな課題が出てきた時にスピード感を持って対応できるよう、自立支援協議会とは切り離れた「相談支援ミーティング」にて検討することになった。このため、新たな相談体制部会を組織し、相談体制全般における議論を開始した。

【今年度の方針】

相談体制全般を議論する

【具体的活動(取り組み)内容】

相談体制の現状を把握し、課題抽出を行ったうえで、長岡市が目指す相談支援体制の検討を行う。

現状把握項目：①これまでの相談支援体制の検討状況の確認

②地区担当制導入による市民のアクセス状況の確認

③地域のネットワーク構築状況の確認

④相談支援事業所から基幹相談支援センターに求められていることの確認

⑤長岡市の相談支援体制の現状、重層的相談支援体制、精神障害にも対応した地域包括

ケアシステム、地域包括支援拠点等で求められている機能の確認